

# 商工中金外為 Web 利用規定

## 第 1 条 商工中金外為 Web

### 1. 定義

「商工中金外為 Web」(以下「本サービス」といいます。 )とは、本サービスの契約者(以下「契約者」といいます。 )がパーソナルコンピュータ等の端末機(以下「使用端末機」といいます。 )よりインターネットを経由して株式会社商工組合中央金庫(以下「当金庫」といいます。 )に対して本サービスにかかる取引の依頼を行い、当金庫がこれに対応するサービス提供を行うことをいいます。契約者は本サービスにおける次の(1)～(3)の各種サービスを申し込むことができ、(4)～(6)のサービスは全ての契約者が利用できます。本サービスの利用に際しては、商工中金ビジネス Web のご契約が必要となります。

#### (1) 外国送金受付サービス

契約者からの依頼に基づき、契約者が予め指定した口座から送金資金を引き落とすことを前提に外国送金(電信送金)の申込みを受け付けるサービスです。

#### (2) 輸入信用状受付サービス

契約者からの依頼に基づき、輸入信用状の発行および輸入信用状の条件変更の申込みを受け付けるサービスです。

#### (3) 外貨預金振替サービス

契約者からの依頼に基づき、指定口座(円)から資金を引き落とし、契約者名義の外貨預金に振替入金を行う、または、指定口座(外貨)から資金を引き落とし、契約者名義の円貨預金に振替入金を行う取引を行うサービスです。

#### (4) 被仕向送金到着案内・入金依頼サービス

契約者あてに到着した外国送金・国内外貨建送金内容の照会および、契約者からの依頼に基づき、契約者名義の指定口座への入金依頼を受け付けるサービスです。

#### (5) 明細照会サービス

##### ① 外貨預金入出金明細照会

前(1)～(4)のサービスを利用する契約者からの依頼に基づき、契約者が保有している外貨普通預金の入出金が照会可能となるサービスです。

##### ② 輸入書類到着案内

契約者あての輸入書類到着のご案内が照会可能となるサービスです。

#### (6) 相場情報照会サービス

当日の当金庫の直物外国為替相場が照会可能となるサービスです。

### 2. 使用できる機器等

本サービスの利用に際して使用できる機器およびブラウザのバージョンは、当金庫所定のものに限りません。なお、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。本サービスに使用する機器等は、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

### 3. 取扱日および利用時間帯

本サービスの取扱日および利用時間帯は、当金庫所定の日および時間帯とします。ただし、当金庫はこの取扱日および利用時間帯を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当金庫の責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱日および利用時間中であっても契約者に予告なく取扱いを一時停止または中止することがあります。

### 4. 取引日付

- (1) 契約者は、各種サービスごとの当金庫所定の受付時限までに取引指定日を指定して依頼することができます。取引指定日は当金庫所定の期間内で、当金庫所定の日付を指定することができます。
- (2) 外国送金受付サービスの依頼においては、送金金額、送金通貨、受取人所在国、送金先銀行等によって取引指定日当日に取扱いできない場合があります。この場合、契約者は取引が翌営業日扱いになることおよび翌営業日の為替相場が適用されることに同意するものとします。ただし、当金庫が当金庫の認めた条件で指定日当日の取扱いを認めた場合はこの限りではありません。
- (3) 輸入信用状の発行・変更依頼においても発行・変更希望日での発行等を確約するものではありません。

## 第2条 利用資格

### 1. 利用資格者

当金庫所定の申込書により本サービスの利用申込みを行った、当金庫本支店に円建普通預金口座または円建当座預金口座を保有する法人または個人事業主で、当金庫所定の基準を満たす方を本サービス利用資格者とします。契約者は、あらかじめ当金庫所定の申込書により、当金庫本支店における契約者名義の円建普通預金口座または円建当座預金口座を必ず申し込むこととします。なお、契約者は本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意することとします。

### 2. 利用申込みの不承諾

前項に該当する方からの利用申込みであっても、虚偽の事項を届け出たことが判明した場合、または当金庫が利用を不相当と判断した場合には当金庫は利用申込みを承諾しないことがあります。なお、当金庫が利用申込みを承諾しない場合、当金庫はその理由を通知しないものとし、利用申込みをした方はこの不承諾につき異議を述べないものとします。

## 第3条 申込代表口座

1. 契約者は、第2条第1項に定める契約者名義の口座を「申込代表口座」として指定するものとします。
2. 申込代表口座として指定できる口座種目は、当金庫所定の口座種目とします。当金庫は申込代表口座として登録できる口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第4条 利用申込み

契約者は、本規定を熟読のうえ内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで申込書に所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。

## 第5条 リスクの承諾

1. 当金庫は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当金庫がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。
2. 契約者は、本サービスにリスクが存在することを承諾し、リスクの内容を理解し、当金庫のリスク対策の内容をすべて理解したうえで利用申込みを行うものとします。

## 第6条 送金代り金引落口座・外貨預金振替口座・被仕向送金入金口座

1. 契約者は、あらかじめ当金庫所定の申込書により、外国送金の代わり金を引き落とす口座、外貨預金・円貨預金間の資金振替をする口座または被仕向送金を入金する口座を、「指定口座」として申し込むものとします。指定口座として申し込むことができるのは、当金庫の本支店における契約者名義の口座とします。
2. 指定口座として登録できる口座数および口座種目は、当金庫所定の口座数および口座種目とします。
3. 当金庫は、指定口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第7条 手数料引落口座

1. 契約者は、あらかじめ当金庫所定の申込書により、本サービスに係る手数料の引落口座(以下「手数料引落口座」といいます。)を指定するものとします。
2. 手数料引落口座として指定できる口座数および口座種目は、当金庫所定の口座数および口座種目とします。当金庫は手数料引落口座として登録できる口座数および口座種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第8条 取引の依頼

### 1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当金庫の指定する方法により、正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

### 2. 取引依頼の確定

契約者は、依頼内容を当金庫の指定する方法で当金庫へ伝達してください。当金庫がそれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当金庫が定めた方法で各取引の手続を行います。受付完了の確認は使用端末機から、当金庫所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。

### 3. 取引依頼の確定後の変更

(1) 取引依頼が確定したのちは、当該取引の変更または取消しはできないものとします。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。なお、変更や取消しにより当金庫に為替差損が発生する場合、契約者は当金庫所定の方法で計算する為替差損相当額を支払うものとします。

(2) 前(1)にかかわらず、各依頼の取引指定日(希望日)の前営業日の当金庫所定の時限までに、契約者が当金庫所定の方法により変更または取消依頼される場合には、変更または取消しができるものとします。

### 4. 取引依頼の効力

契約者が本サービスにより当金庫へ送信した電磁的記録による依頼は、当金庫と契約者との取引において印章を押捺した書面と同等の法的効力を有するものとします。

#### 5. 取引制限

本サービスには取引制限があり、当金庫は取引制限事項に該当する依頼については、取引を実行する義務を負いません。契約者は、取引制限事項については当金庫ホームページへの掲示等により通知されることに同意します。なお、当金庫は、この取引制限事項を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第9条 外国送金受付サービスの取扱い

1. 外国送金は第8条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当金庫が当金庫所定の時限に送金資金を引き落とししたときに取引が成立するものとします。
2. 送金指定日は当金庫の営業日とし、契約者が送金依頼の都度指定することとします。なお、当金庫所定の時限内に送金依頼を行っても、海外の市場休場等により、送金指定日に取り扱えない場合には、翌営業日が指定されたものとして取り扱います。
3. 指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。
4. 次のいずれかのいずれかに該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金の取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合につき、契約者は、当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。また、送金取扱い時の仕向先国の情勢からみて、不測の事態が発生した場合は、契約者のリスクにおいてその外国送金を実行し、万一その結果生じた損害については、契約者が責任を負担することに同意するものとします。
  - (1) 当金庫所定の時間において送金資金と送金手数料の合計額が指定口座の支払可能残高を超えるとき。ただし、指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。
  - (2) 指定口座が解約済みのとき。
  - (3) 契約者から指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
  - (4) 差押え等やむを得ない事情があり当金庫が支払を不相当と認めたとき。
  - (5) 外国送金受付サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
  - (6) 当金庫の定める取引制限事項に該当する取引
  - (7) 外国送金が外国為替関連法規に違反するとき。
5. 外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。
  - (1) 外国送金通貨と指定口座の通貨とが異なる場合には、送金取組日における当金庫所定の外国為替相場を適用します。
  - (2) 前(1)にかかわらず、契約者があらかじめ当金庫との間で為替予約を締結している場合において、

外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の未使用金額、および為替予約履行期間の範囲内において当該為替予約の予約相場を適用します。

5. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当金庫所定の期間内に、当局あてまたは当金庫あてに当該書類等を提出するものとします。
6. 契約者は、当金庫に外国送金を依頼するにあたり、当金庫の外国送金取引規定を十分理解したうえで、これに従うものとします。
7. 次の場合には、当金庫は契約者に通知することなく、外国送金手続の中止、または取消しを行う場合があります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (1) 外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)その他日本および外国の法令上当金庫が外国送金を取組みできないと判断した場合
  - (2) 外為法、その他日本および外国の法令に起因する当金庫から送金依頼内容に関する照会や別途の書類提出などの確認依頼に対して、当金庫所定の期限内に未回答や未提出となる場合、または回答内容や提出資料が当金庫や関係銀行の所定要件に満たさない場合
  - (3) 依頼データの入力不備等依頼内容に瑕疵がある場合
8. 契約者は、外国送金依頼後に受取人に外国送金資金が支払われていない場合等、外国送金取引に疑義がある場合、直ちに当金庫所定の手続により取引店に照会するものとします。また、当金庫は、外国送金手続の取組み後、関係銀行から照会があった場合には、外国送金依頼の内容について、契約者に照会する場合があります。当金庫からの照会に対して、当金庫所定の期限内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。当金庫が外国送金手続の取組み後、関係銀行による拒絶等により外国送金ができないことが判明した場合には、当金庫は契約者に通知するものとします。この場合、次項に定める組戻しにより取り扱うものとします。
9. 依頼内容の訂正・組戻し
  - (1) 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消しはできないものとします。ただし、取引指定日の前営業日までは、当金庫所定の方法により当金庫に変更または取消しを依頼できるものとします。当金庫がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではありません。なお、変更や取消しにより当金庫に為替差損が発生する場合、契約者は当金庫所定の方法で計算する為替差損相当額を支払うものとします。
  - (2) 外国送金取組後の組戻しまたは依頼内容の変更等の依頼は、当金庫所定の依頼書の提出をもって受付します。契約者は当金庫所定の組戻手数料のほか、当金庫および関係銀行所定の手数料および諸費用を支払うものとします。この場合、外国送金手数料相当額は返却しません。
  - (3) 組戻しを承諾した関係銀行から当金庫が外国送金にかかる返戻金を受領した場合には、当金庫所定の手続により返戻金を返却するものとします。なお、前(2)の通り、諸費用を差し引き返戻するため、返戻金額は引き落とし済みの送金金額を下回ることがあります。返戻金を外国送金通貨と異なる通貨により契約者に返却する場合に適應する外国為替相場は当金庫所定の外国為替相場とします。
10. 外国為替相場が急激に変動し、当金庫の外国為替相場が公表停止になった場合は、本サービ

スの受付を制限または停止することがあります。

#### 第10条 輸入信用状受付サービスの取扱い

1. 依頼内容は第8条第2項により当金庫が受信した時点で確定し、当金庫所定の手続等が完了した時点に取引が成立するものとします。
2. 輸入信用状受付サービスによる輸入信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準ずるものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が当金庫と別途締結した信用状取引約定書の各条項、および約定書の各条項に従うものとします。
3. 次のいずれかのいずれかに該当する場合、輸入信用状受付サービスによる輸入信用状の取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合につき、契約者は、当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。また、輸入信用状取扱い時の輸出国の情勢からみて、不測の事態が発生した場合は、契約者のリスクにおいてその輸入信用状取扱いを実行し、万一その結果生じた損害につきましては、契約者が責任を負担することに同意するものとします。
  - (1) 当金庫所定の手続の結果、与信判断等当金庫の判断により開設および条件変更を行わないと決定したとき
  - (2) 契約者から申込代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき。
  - (3) 輸入信用状受付サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき
  - (4) 当金庫の定める取引制限事項に該当する取引
4. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当金庫所定の期間内に、当金庫あてに当該書類等を提出するものとします。
5. 次のいずれかに該当する場合には、当金庫は契約者に通知することなく、輸入信用状開設・条件変更手続の中止、または取消しを行う場合があります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - (1) 外為法、その他日本および外国の法令上取り扱えない輸入信用状開設・条件変更の場合
  - (2) 前項にかかわらず、外為法、その他日本および外国の法令上必要な情報・書類等当金庫からの追加確認依頼に対して、当金庫所定の期限内に未回答や未提出となる場合、または回答内容や提出資料が当金庫や関係銀行の所定要件に満たさない場合
  - (3) 依頼データの不備、その他の理由により、依頼された輸入信用状開設・条件変更手続を行えないと当金庫が判断した場合
6. 依頼内容の訂正・取消し  
依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消しはできないものとします。ただし、取引指定日の前営業日までは、当金庫所定の方法により当金庫に変更または取消しを依頼できるものとします。当金庫がやむを得ないものと認めて変更または取消しを承諾する場合には、当金庫は契約者から当金庫所定の依頼書の提出を受け、当金庫所定の手数料等を受け入れたうえで、その手続を行うものとします。この場合、輸入信用状開設・変更にかかる手数料相当額は返却しません。

## 第11条 外貨預金振替サービス

1. 外貨預金振替の依頼内容は第8条第2項により当金庫が受信した時点で確定し、当金庫所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
2. 契約者があらかじめ指定する契約者名義の円貨預金口座と外貨預金口座間で資金を振替するサービスです。契約者名義の異なる外貨の預金口座間の資金振替を受付できません。
3. 当金庫は外貨預金振替サービスにおける外国為替相場を以下のとおり適用します。
  - (1) 決済方法を直物とする外貨預金振替では、取引指定日における当金庫所定の外国為替相場を適用します。
  - (2) 契約者があらかじめ当金庫との間で為替予約を締結している場合において、決済方法を為替予約とし、外貨預金振替依頼データに当該為替予約番号を入力した時には、当該為替予約の未使用金額および為替予約履行期間の範囲内において当該為替予約の予約相場を適用します。当金庫は契約者が依頼内容確認画面で確認した振替外貨額および、あらかじめ締結した予約相場により振替取引を行います。
3. 円貨額指定による外貨振替の場合の指定口座(円)からの引落金額は、外貨額指定による外貨振替の場合の指定口座(円)への入金額と異なる場合があります。
4. 指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。
5. 次のいずれかに該当する場合、外貨預金振替サービスの取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合につき、契約者は、当金庫から契約者への取扱いできない旨の連絡、および取扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負わず、当金庫に為替差損が発生した場合は、契約者は当金庫に対し当該差損相当額を支払うものとします。
  - (1) 当金庫所定の時間において、依頼された取引に係る引落金額が指定口座より払戻すことのできる支払可能残高を超えるとき。ただし、指定口座からの引き落としがこのサービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が指定口座より引き落とすことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当金庫の任意とします。なお、いったん引き落としが不能となった外貨預金振替については、所定の時限までに資金の入金があれば、再度引き落としを行います。
  - (2) 指定口座または振替先口座が解約済みのとき
  - (3) 契約者から指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき
  - (4) 差押え等やむを得ない事情があり当金庫が支払を不相当と認めたとき
  - (5) 外貨預金振替サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき
  - (6) 依頼データの入力不備等依頼内容に瑕疵がある場合
  - (7) その他、当金庫が取扱い困難と判断したとき
6. 契約者は当金庫に外貨預金振替を依頼するにあたり、外貨普通預金規定、普通預金規定または当座勘定規定を十分理解したうえで、これに従うものとします。

7. 依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消しはできません。
8. 外国為替相場が急激に変動し、当金庫の外国為替相場が公表停止になった場合は、本サービスの受付を制限または停止することがあります。

#### 第12条 被仕向送金到着案内・入金依頼サービス

1. 契約者の商工中金ビジネス Web に登録されているメールアドレスに被仕向送金が到着した旨を通知します。契約者は本サービスにて被仕向送金入金指定口座への入金依頼を行います。契約者あてに電話での被仕向送金の到着案内は行いません。
2. 当金庫に到着した被仕向送金の通貨が円貨の場合、第6条の指定口座のうち円貨口座への入金依頼を受付します。到着した被仕向送金の通貨が外貨の場合、外貨口座および円貨口座ともに指定することができますが、被仕向送金通貨と異なる外貨の口座への入金依頼は受付できません。
3. 被仕向送金入金依頼は第8条第2項により当金庫が受信した時点で確定し、当金庫所定の手続等が完了した時点で取引が成立するものとします。
4. 当金庫所定の時限までに受付した入金依頼は、当日取り扱うものとします。当金庫所定の時限を過ぎて受付したものについては、翌営業日に取り扱うものとします。
6. 次のいずれかに該当する場合、被仕向送金入金依頼サービスの取扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、取扱いができないこととなった場合につき、契約者は、当金庫から契約者への取扱いができない旨の連絡、および取扱いができない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負わず、当金庫に為替差損が発生した場合は、契約者は当金庫に対し当該差損相当額を支払うものとします。
  - (1) 被仕向送金入金依頼サービスによる依頼が当金庫所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合
  - (2) 契約者から指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行った場合
  - (3) 差押え等やむを得ない事情があり当金庫が支払を不相当と認めた場合
  - (4) 入金指定口座が解約済みの場合
  - (5) その他、当金庫が取扱い困難と判断した場合
7. 当金庫が被仕向送金入金依頼サービスにおいて適用する外国為替相場は以下のとおりとします。
  - (1) 決済方法を直物とする場合、取引指定日における当金庫所定の外国為替相場を適用します。
  - (2) 契約者があらかじめ当金庫との間で為替予約を締結している場合において、決済方法を為替予約とし、被仕向送金入金依頼データに当該為替予約番号を入力した時には、当該為替予約の未使用金額および為替予約履行期間の範囲内において当該為替予約の予約相場を適用します。当金庫は契約者が依頼内容確認画面で確認した振替外貨額および、あらかじめ締結した予約相場により振替取引を行います。
  - (3) 10万米ドル相当額以上の取引は、入金処理日の当金庫実行時点の市場実勢相場を適用することがあります。その場合は当金庫より契約者あてに連絡します。
8. 契約者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局あてに書類等を提出する必要がある場合、当金庫所定の期間内に、当局あてまたは当金庫あてに当該書類等を提出するものとします。

9. 次のいずれかに該当する場合には、当金庫は契約者に通知することなく、被仕向送金入金手続の中止、または取消しを行う場合があります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (1) 外為法、その他日本および外国の法令上取り扱えない被仕向送金入金の場合
  - (2) 前項にかかわらず、外為法、その他日本および外国の法令上必要な情報、書類等当金庫からの追加確認依頼に対して、当金庫所定の期限内に未回答や未提出となる場合、または回答内容や提出資料が当金庫や関係銀行所定の要件を満たさない場合
  - (3) 送金目的を当金庫が確認できない場合
  - (4) 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由がある場合
  - (5) 依頼データの不備、その他の理由により、依頼された被仕向送金入金手続を行えないと当金庫が判断した場合
10. 依頼内容の訂正・取消し
- (1) 入金手続後の取消し、または依頼内容の変更は当金庫所定の方法により行うものとします。変更や取消しにより当金庫に為替差損が発生する場合、契約者は当金庫所定の方法で計算する為替差損相当額、当金庫および関係銀行所定の手数料・諸費用を支払うものとします。この場合、被仕向送金手数料相当額は返却しません。
  - (2) 被仕向送金の通貨と異なる通貨により入金依頼を受けた取引の取消依頼等の場合、適用する外国為替相場は、為替予約が締結されている場合を除き、当金庫所定の外国為替相場とします。
11. 外国為替相場が急激に変動し、当金庫の外国為替相場が公表停止になった場合、本サービスの受付を制限または停止することがあります。

### 第13条 手数料等

#### 1. サービス利用料金

- (1) 本サービスのご利用にあたり、当金庫は所定のサービス利用料金(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)として、月間基本手数料をいただきます。
- (2) 月間基本手数料は、払戻請求書等の提出なしに申込書記載の手数料引落口座から毎月当金庫所定の日に前月分を自動的に引き落とします。なお、初回の引き落としはサービス開始月の翌月からとします。

#### 2. 外国為替手数料

- (1) 本サービスにより外国送金、輸入信用状開設・条件変更または被仕向送金入金依頼に取り組む場合は、前項のサービス利用料金とは別に、当金庫所定の外国為替手数料をいただきます。
- (2) 外国為替手数料は、送金依頼の都度、または毎月当金庫所定の日に、申込書記載の手数料引落口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とします。
- (3) 各種取引の組戻しを行った場合、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。

#### 3. 領収書等

- (1) 当金庫は、本サービスのサービス利用料およびサービス利用料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。

- (2) 本サービスにて輸入信用状開設、輸入信用状条件変更、外国送金取組、外貨預金振替(入金・出金)、被仕向送金入金取組を行った場合、計算書は発行しません。取引結果の確認は使用端末機から、当金庫所定の照会機能で行ってください。

#### 第14条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、速やかに指定口座の入出金明細や、決済明細等により取引内容を照合して取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容または残高に相違がある場合、直ちにその旨を当金庫あてにご連絡ください。
2. 当金庫は、本サービスによる取引内容を電磁的記録等により相当期間保存します。なお、本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当金庫が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして取り扱います。

#### 第15条 届出事項の変更等

1. 契約者は、預金口座についての印章、名称、商号、住所、その他届出事項に変更があった場合には、速やかに当金庫所定の書面によりお届けください。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、届出事項の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなして取り扱います。

#### 第16条 免責事項

1. 次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の事由があったとき
  - (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、使用端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
  - (3) 当金庫以外の者の責めに帰すべき事由があったとき
2. 契約者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
3. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされてパスワードや取引情報等が漏えいしたことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. 使用端末機の本サービスに使用する機器(以下「取引機器」といいます。)および通信媒体が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保してください。当金庫は、本契約に取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しないために取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
5. 当金庫が申込書等に使用された印章と届出の印章とを相応の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱いを行った場合に、これらの書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

6. 当金庫が本規定により取り扱ったにもかかわらず、契約者が本規定により取り扱わなかったために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
7. 当金庫は、契約者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。契約者の誤入力によって生じた損害について当金庫は一切責任を負いません。また、当金庫が本サービスを休止または廃止したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
8. 当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては契約者が一切の責任を負うものとし当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が責任を負うべき範囲は、当金庫の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとし、当金庫はいかなる場合であっても間接損害、特別損害等の損害について損害賠償等の責任を一切負いません。

#### **第17条 海外からの利用**

本サービスは、原則として国内からのご利用に限るものとし、契約者は、海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

#### **第18条 通知手段**

契約者は、当金庫からの通知、確認、ご案内等の手段として当金庫ホームページへの掲示が利用されることに同意します。

#### **第19条 サービスの休止**

1. 当金庫は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第18条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当金庫は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第18条の通知手段により後ほどお知らせします。
3. 契約者は、サービスの休止により発生した損害を当金庫が一切負わないことに同意するものとします。

#### **第20条 サービスの廃止**

1. 当金庫は、廃止内容を第18条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更する場合があります。
3. 契約者は、サービスの廃止により発生した損害を当金庫が一切負わないことに同意するものとします。

#### **第21条 サービス内容の追加**

1. 当金庫は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。
2. 契約者は、当金庫が追加した新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当金庫が定める利用申込手続を行うものとします。

#### **第22条 規定の変更**

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更の内容や変更日については、当金庫ホームページに記載する等、当金庫所定の方法で契約者に通知します。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の任意の変更により損害が生じた場合であっても、当金庫の責めに

帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

### 第23条 業務委託の承諾

1. 当金庫は、当金庫が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示できるものとし、契約者はこれに同意することとします。
2. 当金庫は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意することとします。

### 第24条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当金庫との各約定の定めその他、商工中金ビジネス Web 利用規定、各種預金規定（債券総合口座取引規定を含みます。）、預金口座振替規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取り扱います。

### 第25条 解約等

1. 本契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者からの当金庫に対する解約通知は、当金庫所定の書面により行うものとします。なお、解約の効力は当金庫が解約通知受付後に、解約手続を完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 契約者に次のいずれかの事由が一つでも生じた場合、当金庫は本契約を解約できるものとします。なお、当金庫が契約を解約する場合、契約者に対してその旨の通知を郵便等の手段により発送した時点で解約されたものとします。解約時まで処理が完了していない取引の依頼について当金庫はその処理を行う義務を負いません。
  - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
  - (2) 手形交換所（これに準ずる施設を含みます。）の取引停止処分を受けたとき
  - (3) 住所変更の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由により、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
  - (4) (1) および(2)の他、契約者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき、自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき
  - (5) 契約者の預金その他の当金庫に対する債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき
  - (6) 相続の開始があったとき
  - (7) 契約者が本サービスに関する手数料を支払わないとき
  - (8) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
  - (9) 契約者が本規定に違反した場合等、当金庫が解約を必要とする相当の事由が生じたとき
  - (10) 当金庫から発送した郵便物が不着等で返却されたとき
  - (11) 外為法、その他日本および外国の法令との関係で当金庫が本サービス取扱いできないと判断したとき
3. 商工中金ビジネス Web が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

4. 申込代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

#### **第26条 譲渡・質入等の禁止**

契約者は、当金庫の承諾なしに本サービスに基づく契約者の権利の譲渡、質入れ、貸与等を行うことはできません。

#### **第27条 契約期間**

本契約の当初契約期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当金庫から特段の申出がない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

#### **第28条 準拠法と合意管轄**

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当金庫本店および取引店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上